

大洲市シンボルマーク・ロゴタイプデザインマニュアル

令和2年10月1日

【担当課】総務企画部 企画情報課 企画係

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1




TEL : 0893-24-1728 (課直通)

Mail : kikakujouhouka@city.ozu.ehime.jp

1 シンボルマーク




(1) カラー表示



	DIC: 641 C: 100% M: 80%
	DIC: 157 M: 100% Y: 100%
	DIC: 83 M: 50% Y: 100%

(2) モノクロ表示



	K: 80%
	K: 70%
	K: 40%

(3) 注意点

- ・ 天地 10mm 以下での表示はできません。
- ・ シンボルマークに、文章などを添えて表示する場合は、天地・左右ともマークのサイズ 25%以上離して表現してください。(分離スペース)
- ・ イメージカラー及び黒以外の単色については、担当課へご相談ください。
- ・ 金・銀・パールなど特殊インクで表現する場合は、全体をベタにて使用することが可能です。
- ・ 全体を白抜きにて使用することが可能です。
- ・ 白抜きにて使用する場合の使用色については、担当課へご相談ください。

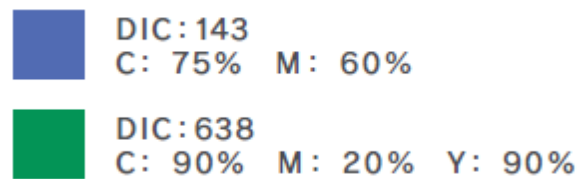
2. ロゴタイプ

(1) カラー表示

【ヨコ組】



【タテ組】

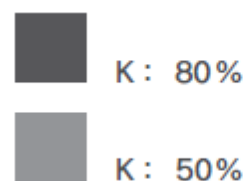


(2) モノクロ表示

【ヨコ組】



【タテ組】



(3) 注意点

- ・ロゴタイプは、小さすぎてツブレたり、大き過ぎてイメージを損なうような使用は避けてください。
- ・ロゴタイプは、切り離したり順番を変えて使用しないでください。
- ・車輪などに表示する場合でも、必ず左から右へ読ませるように表現してください。
- ・白抜きにて表現することが可能です。
- ・イメージカラー及び、黒以外の単色で表現する場合の使用色については、担当課へご相談ください。

3. シンボルマーク／ロゴタイプ

(1) シンボルマーク+おおず (和文ロゴタイプ)

【タテ配列-ヨコロゴタイプ】



【ヨコ配列-ヨコロゴタイプ】



(2) シンボルマーク+大洲市 (和文ロゴタイプ)

【タテ配列-ヨコロゴタイプ】



【タテ配列-タテロゴタイプ】



【ヨコ配列-ヨコロゴタイプ】



(3) シンボルマーク+OzuCity (欧文ロゴタイプ)

【タテ配列-ヨコロゴタイプ】



【ヨコ配列-ヨコロゴタイプ】



4. 留意事項

(1) 使用上の注意

大洲市シンボルマーク・ロゴタイプデザインマニュアルは、大洲市のシンボルマーク・ロゴタイプの基本デザインが、無秩序な使われ方によってイメージを損なうことを防ぎ、正しいルールで表現することで、イメージアップの相乗効果を高めるために作成した「デザインルールブック」です。

必ず記載されたルールを守って使用してください。なお、各々のデザインは許可なく使用できません。「大洲市シンボルマーク及びロゴタイプの使用に関する取扱い要綱」をご理解の上、許諾を受けてから使用してください。

(2) デザイン使用のきまり

- ・各デザインを無断で使用することはできません。使用する際には所定の手続きが必要です。
- ・大洲市のイメージを損なうと判断した媒体や表現には、使用を許可しない場合があります。
- ・使用許可の条件として、媒体や表現の変更を求める場合があります。
- ・原稿には、原則として担当課が提供するデータを使用してください。
- ・色指定には、原則としてデザインマニュアルの色指定に沿って使用してください。
- ・各デザインの使用については、各々の使用基準がありますので、遵守してください。
- ・デザインマニュアルに記載されている以外の点については、担当課へお問い合わせください。

■ 使用禁止例

変型しないでください。



左右反転しないでください。



他の図形と組み合わせて使用しないでください。



ロゴタイプとの位置関係を変えないでください。



ロゴタイプを指定の書体以外で表記しないでください。



ロゴタイプ以外のものと組み合わせて使用しないでください。



シンボルマークが判別しにくい背景色を使用しないでください。



指定された配色を変えないでください。
(単色使用の際は、再現するアイテムの仕様によります。)



ロゴタイプとの比率を変えないでください。

